

役員改選について

- (1) 全国原子力発電所所在市町村協議会規約（昭和55年6月2日施行）第5条第2項の規定に従って、会長（1名）及び副会長（5名）を選出する。

- (2) 全国原子力発電所所在市町村協議会規約（昭和55年6月2日施行）第5条第3項及び第4項の規定に従って、理事（若干名）及び監事（2名）を、総会に諮って会長が委嘱する。